

(第一部)

第五回参議院内閣委員会會議録第十六号

(三九四)

昭和二十四年五月二十一日(土曜日)午後七時十二分開会

議院送付)

本日の會議に付した事件

○内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○總理府設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○國立世論調査所設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○統計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○經濟調査廳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○外務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○文部省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法務廳設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電氣通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○通商産業省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

先ず以て、内閣法の一部を改正する法律案、總理府設置法案、両案を議題といたします。両案について何か御意見はありますか。

○委員長(河井彌八君) 御意見がありませんか。

○中川幸平君 両案は本院において予備審査も相当やつておりますし、質疑を打切つて、直ちに討論採決に入つて頂きたいと思つております。

○委員長(河井彌八君) 御意見がありませんか。

○岩本月洲君 本両法案の趣旨に賛成いたします。

○中川幸平君 両法案は原案通りに賛成いたして置きます。

○委員長(河井彌八君) 両法案につきまして採決いたします。両法案に同意の諸君の挙手をお願いいたします。

多数意見者署名  
鈴木 直人 中川 幸平  
城 義臣 岩本 月洲  
河崎 ナツ 堀 眞琴  
カニエ邦彦 三好 始  
新谷寅三郎 佐々木鹿藏  
藤森 眞治

○委員長(河井彌八君) 次は國立世論調査所設置法案、これを議題にいたします。

○鈴木直人君 本法案については質疑を打切り討論採決に入られんことを希望いたします。

○堀眞琴君 世論調査が政治の運営において非常に重要だということは今申上げるまでもないこととあります。この案の趣旨は私共も賛成であります。

ただ審議会の選出母体のことについてはであります。これは本案には出ておらんのであります。提案理由の説明の中に七つの團體を指定してやる、政府委員の説明によりますと、当面七つの團體から委員を選出する、こういうこととあります。將來は世論の研究に關係する團體ができれば、それを補充するといふお答えを得ておるのであります。その点の委員会としまして、当局に強く要望しまして、できるだけ廣い範圍から審議会の委員を選出するように私は希望したいと思つております。

○委員長(河井彌八君) その他御発言ありませんか。それでは鈴木君の動議によりまして採決いたします。本案に同意の諸君の挙手をお願いいたします。

多数意見者署名  
鈴木 直人 中川 幸平  
城 義臣 岩本 月洲  
河崎 ナツ 堀 眞琴  
カニエ邦彦 三好 始  
新谷寅三郎 佐々木鹿藏  
藤森 眞治

○委員長(河井彌八君) 次は國立世論調査所設置法案、これを議題にいたします。

○委員長(河井彌八君) 別に御異議なものも認めて、さう取計らいます。それでは報告書に御署名をお願いします。

多数意見者署名  
鈴木 直人 中川 幸平  
城 義臣 岩本 月洲  
河崎 ナツ 堀 眞琴  
カニエ邦彦 三好 始  
新谷寅三郎 佐々木鹿藏  
藤森 眞治

○委員長(河井彌八君) 速記を始め統計法の一部を改正する法律案を先ず議題に供します。

○委員長(河井彌八君) 別に御異議なものも認めて、さう取計らいます。それでは報告書に御署名をお願いします。

○委員長(河井彌八君) 速記を始め統計法の一部を改正する法律案を先ず議題に供します。

○カニエ邦彦君 統計法の一部を改正する法律案に対して衆議院の方で修正されたものが廻つて来ておりますから、これに対して、政府から一應の御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(佐藤功君) 御説明申し上げます。衆議院で修正して、こちらに廻つて参りましたものは、お手許に印刷物として参つておる筈でございますが、先ず第十條五項に「統計官又は」とありますのを削るのであります。これは國家公務員法との關係でありまして、統計官の特殊の資格というものを人事院

規則の方で決めて行くという趣旨でございます。それに關連いたしました。第一項に定める行政機関又はというものを削るわけでございます。只今申上げましたのが、次に出ております「統計官は、國家公務員法の定めるところにより、第一項に定める行政機関の長が命ずる。」というのが今申しました点でございます。

○委員長(河井彌八君) 速記を始め統計法の一部を改正する法律案を先ず議題に供します。

○カニエ邦彦君 統計法の一部を改正する法律案に対して衆議院の方で修正されたものが廻つて来ておりますから、これに対して、政府から一應の御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(佐藤功君) 御説明申し上げます。衆議院で修正して、こちらに廻つて参りましたものは、お手許に印刷物として参つておる筈でございますが、先ず第十條五項に「統計官又は」とありますのを削るのであります。これは國家公務員法との關係でありまして、統計官の特殊の資格というものを人事院

規則の方で決めて行くという趣旨でございます。それに關連いたしました。第一項に定める行政機関又はというものを削るわけでございます。只今申上げましたのが、次に出ております「統計官は、國家公務員法の定めるところにより、第一項に定める行政機関の長が命ずる。」というのが今申しました点でございます。

規則の方で決めて行くという趣旨でございます。それに關連いたしました。第一項に定める行政機関又はというものを削るわけでございます。只今申上げましたのが、次に出ております「統計官は、國家公務員法の定めるところにより、第一項に定める行政機関の長が命ずる。」というのが今申しました点でございます。

○委員長(河井彌八君) 速記を始め統計法の一部を改正する法律案を先ず議題に供します。

○カニエ邦彦君 統計法の一部を改正する法律案に対して衆議院の方で修正されたものが廻つて来ておりますから、これに対して、政府から一應の御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(佐藤功君) 御説明申し上げます。衆議院で修正して、こちらに廻つて参りましたものは、お手許に印刷物として参つておる筈でございますが、先ず第十條五項に「統計官又は」とありますのを削るのであります。これは國家公務員法との關係でありまして、統計官の特殊の資格というものを人事院

規則の方で決めて行くという趣旨でございます。それに關連いたしました。第一項に定める行政機関又はというものを削るわけでございます。只今申上げましたのが、次に出ております「統計官は、國家公務員法の定めるところにより、第一項に定める行政機関の長が命ずる。」というのが今申しました点でございます。

○委員長(河井彌八君) 速記を始め統計法の一部を改正する法律案を先ず議題に供します。

○カニエ邦彦君 統計法の一部を改正する法律案に対して衆議院の方で修正されたものが廻つて来ておりますから、これに対して、政府から一應の御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(佐藤功君) 御説明申し上げます。衆議院で修正して、こちらに廻つて参りましたものは、お手許に印刷物として参つておる筈でございますが、先ず第十條五項に「統計官又は」とありますのを削るのであります。これは國家公務員法との關係でありまして、統計官の特殊の資格というものを人事院

規則の方で決めて行くという趣旨でございます。それに關連いたしました。第一項に定める行政機関又はというものを削るわけでございます。只今申上げましたのが、次に出ております「統計官は、國家公務員法の定めるところにより、第一項に定める行政機関の長が命ずる。」というのが今申しました点でございます。

同意を得て命ずる。衆議院だけでは……国会というものは、衆議院と参議院とを以て構成されておつて國民の意思を代表するものである。その代表者の意見を聴く方がよろしいと思つて、御意見の御意見につきましては、私共は不賛成ではございません。

○鈴木直人君 本案につきましては質疑を打ち切り、直ちに討論に入る動議を提出いたします。

○カニエ邦彦君 大体本法案は予備審査の形におきましても可なり審査をいたした関係上、只今の鈴木君の案に賛成いたしました。これで質疑を打ち切ることに賛成いたします。

○委員長(河井彌八君) 質疑を打ち切りまして、討論に入ることに御異存ありませんか。

○委員(河井彌八君) 質疑を打ち切りまして、討論に入ることに御異存ありませんか。

○委員(河井彌八君) 質疑を打ち切りまして、討論に入ることに御異存ありませんか。

○委員(河井彌八君) 質疑を打ち切りまして、討論に入ることに御異存ありませんか。

○委員(河井彌八君) 質疑を打ち切りまして、討論に入ることに御異存ありませんか。

○委員(河井彌八君) 質疑を打ち切りまして、討論に入ることに御異存ありませんか。

○委員(河井彌八君) 質疑を打ち切りまして、討論に入ることに御異存ありませんか。

○委員(河井彌八君) 質疑を打ち切りまして、討論に入ることに御異存ありませんか。

○委員(河井彌八君) 質疑を打ち切りまして、討論に入ることに御異存ありませんか。

○委員(河井彌八君) 質疑を打ち切りまして、討論に入ることに御異存ありませんか。

をいたします。他の部分全部御異存ありませんか。

○委員(河井彌八君) 御異存ないことを認めます。それでは委員会においてはこれを修正可決すべきものと決定いたしました。報告書に御署名を願います。

多数意見者署名  
鈴木直人 中川 幸平  
城 義臣 岩本 月洲  
河崎 ナツ 堀 眞琴  
カニエ邦彦 三好 始  
新谷眞三郎 佐々木鹿藏  
藤森 眞治

○委員(河井彌八君) 建設省設置法の一部を改正する法律案、これを議題にいたします。質疑はありませんか。

○中川幸平君 本法案も予備審査で慎重に質疑を重ねたのでありますから、質疑を打ち切つて、直ちに討論採決に入られることの動議を提出いたします。

○城義臣君 只今の動議に賛成いたします。

○委員(河井彌八君) 中川君の動議に御異存ありませんか。

○委員(河井彌八君) 御異存ないことを認めます。つきましては討論に入ります。

○カニエ邦彦君 建設省設置法の一部を改正する法律案に対して、以下二、三の点を挙げましてこれに反対の理由を申し上げます。

建設省の設置法案が第二回国会に上程されましたときに、本員はこれが採決に当りまして総合建設省が設立でき得るよう強い要望をいたしました。が、

本案には何らのその趣旨が織込まれておらないようでありまして、この点が一点。

それから次に、今の建設省は建設行政の極めて中途半端なものでありまして、漁港並びに港湾、水力発電、開拓、山腹の砂防等を総合して、建設の総合の発達をすることが、即ち緊急な要務であるに拘わらず、これらの点が一向にこの案の中に織込まれていないこと、並びにこのあらゆる物資の欠乏の今日、各省が物資の獲得に狂奔して、彼我融通を阻害することが非常に国土の再建を阻害するおそれがある点、従つて資材の節約並びに機械力の融通、或いは機械力の進歩、技術の発展、これらに対しても現在の機構で参りますと、所管が総合的になつていないために非常に不便であり、且つ國家の財政の上から言ひましても、非常に損失が多いというような点を指摘いたしました。私はこの案に対しては反対をいたします。

○中川幸平君 片山内閣当時、内務省の解体に伴つて、内務省の国土局をどうも持つて行くかというところから、この国土局と戦災復興院を合して、建設院の設立を見たのであります。当時私共はかような意図を以て建設院では、この荒廃したところの国土の建設にはふさわしくないから、あらゆる建設的行政を総合して一省を設けて貰いたいと言つてきたのが、この建設省であるのであります。併しながら爾來我々の理想を実現する域には達しておらないのであります。今回の機構改革には、それらの点を相当に織込んであることと期待いたしておりましたが、先般來管理廳長官の申されましたごとく、今

回はただこの機構の何をいたしましたか、今後それらの点には大いに研究をして貰えるという御意思もあつたのでありまして、近き將來を期待いたしまして、この原案に賛成をいたしたいと思つております。

○堀眞琴君 私はカニエ君と同じように、反対を表明するものであります。只今賛成を述べられた中川君も言われたように、建設省を作る場合にはこの決算委員会におきまして、將來建設省が改正される場合には、建設行政の一元化を必ずしなければならぬという決議をやつておるのであります。ところが政府の原案によりますと、建設行政の一元化は少しも実現されておられません。従つてあのような参議院の我々の決議が、全く死文化してしまつておるといふことを申し上げることができると思ひます。そういう意味から申しましても、私は今度の建設省は極めて不満足なものである。従つて反対せざるを得ない、こういう場合に考えます。

○委員(河井彌八君) 他に御発言がなければ、これより採決をいたします。本案に同意の諸君の挙手を願います。

○委員(河井彌八君) 多数であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。報告書に御署名を願います。

多数意見者署名  
鈴木直人 中川 幸平  
城 義臣 岩本 月洲  
新谷眞三郎 佐々木鹿藏  
藤森 眞治

○委員(河井彌八君) 次は経済調査法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。

○カニエ邦彦君 これはお伺いするんですが、衆議院の修正案はございませんか。

○委員(河井彌八君) ありません。

○委員(河井彌八君) よろしくございませぬ。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

○委員(河井彌八君) 堀君に許しました。

ゆる機構を取入れて一つの高層的なものにするというイデオロギーで今度の法案は立案いたしておりますから、結局従来からあるものであるけれども、経済調査廳の中に中央物産活用審議会を置くというわけで、その關係を明確にしただけでございまして、從來から中央物産活用審議会と確かあつたというふうなふうに思つてございまして、その内容の構成につきましては、実は余りつまびらかにいたしておりませんが、後刻政府委員が参りますから、その際詳細の点について御答弁申上げたいと思つております。

○堀眞琴君 もう一つ質問いたしたいのでありますが、第六條第一項中央経済調査委員会を中央経済調査協働会に変更してはどうかと思つてございまして、委員を協働会に変更してはどうかと思つてございまして、その理由を御説明願ひたいと思つてございまして。

○政府委員(佐藤功君) その中央経済調査委員会が中央にございまして、確かに管区にも地方があると考へておられますが、それは御承知のごとく委員会というものが外局でございまして、今までそういう名前を付けておりましたのを協働会に、國家行政組織法の第八條の協働会でありまして、それから、名称を変えただけでございまして。

○鈴木直人君 先程中川君から動議が提出されておりましたが、動議に賛成いたしません。

○委員(河井彌八君) 中川君の質を打切つて、討論に入るといふ動議であります。御異存ありませんか。〔異議なし〕賛成と呼ぶ者あり

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それで討論に入ります。御意見の陳述を願ひます。別に御発言がありませんならば、採決をいたします。本案に対して同意の諸君の挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕  
○委員(河井彌八君) 過半数と認めます。それでは本案は可決すべきものと決定いたしました。報告書に御署名を願ひます。

多意見者署名  
岩本 月洲 城 義臣  
中川 幸平 鈴木 直人  
新谷寅三郎 佐々木鹿藏  
藤森 眞治

○委員(河井彌八君) 次は外務省設置法案を議題といたします。  
○堀眞琴君 本案につきましては予備審査のときにすでに質疑を了しておりますから、質疑を打切つて、討論、採決に入ることの動議を提出いたします。

○中川幸平君 賛成いたします。  
○委員(河井彌八君) 城君の質疑を打切つて、討論に入るといふ御発言を動議と認めますが、御異存ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは討論に入ります。

革の際には、情報局として拡大強化されることへの希望を申上げて本案に賛成いたしました。

○委員(河井彌八君) 別に御発言がなければ、本案を採決いたします。外務省設置法案賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔総員挙手〕  
○委員(河井彌八君) 全会一致であります。報告書に御署名を願ひます。

多意見者署名  
鈴木 直人 中川 幸平  
城 義臣 岩本 月洲  
河崎 ナツ カニエ邦彦  
三好 始 新谷寅三郎  
佐々木鹿藏 藤森 眞治

○委員(河井彌八君) それでは文部省設置法案、これを議題といたします。  
○藤森眞治君 本案については衆議院の修正案がありますので、一應政府の方からこの修正案について御説明を承りたいと思ひます。

これは文部省所管のものだけということを明らかにしたのであります。次に第五條の第一項第十五号、それから第十二條の第一項第八号及び附則第十項第二号のうち「關係政府機關」を「關係行政機關」と訂正になっております。それから第七條第二項第三号中の「國立学校共済組合及び」までを削ります。それから第八條第五号、第九條第四号及び第十條第四号のうち「その開催を委託し、若しくは」とありますのを削ります。第九條第十一号中「科学技術行政協議会及び」を削りました。

それから第十條第九号中「維持及び利用」及び維持に改めまして「維持」というのを削除いたします。第十條第八号中「文部省の出版物(教科用図書を除く。）」とありますのを「文部省が著作の名義を有する教科用図書」の他の出版物、検定教科用図書に改めまして、同号を第九号にしまして、以下順次一号ずつ繰り下げまして、第八号として新たに次の一号「八文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。」というのを入れまして、教科用図書並びに出版物の著作権のことを詳細に規定したわけであり、第十二條第一項第十号中「第八号」とありますのを「第五号」と改めまして、同條同項第三号、第五号及び第六号を削除し、同條同項第四号を第三号とし、同條同項第七号を第四号とし、以下順次三号ずつ繰り上げて行きます。同條第二項を次のように改めます。教育施設部においては、前項第五号から第十一号までに掲げる事務及びこれらに関する所掌事務につき第十二号から第十五号までに掲げる事務

に相当する事務をつかさどる。それから第十七條第四項は削除であります。同條第五項を第四項として、同條第六項を第五項といたします。それから附則の第十二項中の「管理局」とありますのを「調査普及局」に改めて、同項を第十二項にして、附則第十一項を第十二項にいたします。それから附則第十八項中の「第二章第三節に規定する」とある字句を削除いたします。訂正の個所はこれだけであります。

○委員(河井彌八君) 何か御質疑ございませんか。  
○河崎ナツ君 文部省のこの度の組織替えにおきまして、各局の中で重要な体育局がございませぬようございまして、この局は体育につきましても非常に重要な局だと思つておるのでございまして、なくなりましてはどうかと思つては相当の理由があると思つておりますが、一應お聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高瀬庄太郎君) お答いたします。お話がありましたように、今までの機構でありますと体育は体育局というのがあります。これを統一してやつておたわけであります。今度の機構によりまして、それを小中、高等学校は初等中等教育局、それから大学につきましては大学局というふうな各局に分けたわけでありまして、分けた方が、統一しておいた方が、いかといふことは問題であります。どちらが一長一短であります。やはり体育局にいたしましては初等、中等の場合と大学の場合とは大分違つた特殊な点がありますから、それを十分に活かして特殊性に應じた体育行政をやろうという点から申しますと、各局に

分割した方が徹底いたします。併しそ  
うなりますと、全体としての連絡統一  
が欠けて来るといふ点が欠陥でありま  
す。併し今回はその特殊性の方を重要  
視いたしまして、特殊性を十分活かし  
てやつて行くといふことで、今まで一  
つの局にありましたのを、各局へ分け  
たわけでありまして、自然一つの局は  
なくなりまして。その結果として先程  
お話しいたしましたように統一とか連  
絡が欠ける、或いは外部との体育につ  
いての連絡が欠ける。こういう欠陥が  
出て参りますので、それを救済するこ  
とについては省内での連絡会議を作  
り、又外部といふ連絡の審議会を  
りを作つて欠陥を除いて行こうとい  
ふことで、こういうことで機構の改正を  
したわけでありまして。

○堀眞琴君 従来次長二人を持つてお  
りました教育施設局というのが教育施  
設部となつて管理局の中に包括される  
ことになつておるのであります。今日  
教育施設が非常に荒廃しておりますし  
て、一日も早くこれを復旧せねばなら  
ぬといふ非常に緊急な状態にあると私  
は思ふのであります。この教育施設  
部として管理局の中に入れられた理由  
をお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) お答えい  
たします。施設局がやつております仕  
事は物資の供給、それから学校建築そ  
の他そういう学校施設に関する問題で  
あります。その必要は確かに今お話し  
になりましたように非常に重要であ  
りまして、少しも必要が急に減つたと  
いうわけではございません。従つて必  
要であるといふ点から申しますと、や  
はり依然として局として置くのが適当  
であると思ひます。けれども行政整

理、行政簡素化といふ方針に則ります  
て、今までは機構を小さくして簡  
素にして、併し能率を上げることにし  
てやつて行こうといふことで、局であ  
りましたものを部に縮小してやつて行  
こう、こういうことで変えたわけであ  
ります。

○堀眞琴君 教育施設部の上に立つと  
ころの管理局であります。法文を見  
まするといふと、これは認可事項を主  
として行ふ局のように伺われるのであ  
ります。而もその認可事項も非常に  
事務の範囲から申しまして、大きいと  
は申されなかつたと思ひます。こ  
れを局とされて、教育施設部をそこ  
に置かれたといふ理由をもう一度お尋  
ねしたいと思ひます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 管理局と  
いふのを一つ別個にいたしましたの  
は、御承知のように、文部行政とい  
ふものの性格が終戦後根本的に変ること  
になりました。今までは監督行政、或い  
は取締行政の性格を持つておりました  
のを、全然やめまして、専ら助言、助  
成といふ性格の行政をする、こういう  
ことになつたわけでありまして。併しそ  
うなりましたも、やはり認可許可とい  
ふことになりまして、必ずしも助言、  
助成といふことではありませんが、管  
理的な機能を持つて参ります。そこで  
そういう性格から申しまして、管理的  
な機能といふものと、そうでない助言、  
助成といふような機能といふものをほ  
つきり區別する必要がある。そこで管  
理局といふものは、はつきり一局とし  
て別個にした方がいいといふ観点でこ  
れを別にしたわけでありまして。それか  
ら教育施設部はお話がありましたよう  
に、現在非常に重要な問題ではありま

しけれども、これは永久的にそう重要  
な仕事とは言えないと思ふのでありま  
す。物資が非常に欠乏しており、物資  
供給の非常に困難な場合、又戦災の復  
旧、新しい学校の建設等の多いとき  
には非常に大切でありますけれども、物  
資供給の關係が段々に緩和され、建設  
が進むに従ひまして、仕事は段々減つ  
て行くものであります。いずれはこれ  
は非常に小さくなる性質のものである  
から私考えておられます。そういう意味  
から仕事だけの分量から申しますとい  
ふと、現在では教育施設部の方が仕事  
は多いかと思ひますけれども、部の性  
質、將來といふことを考えますとい  
ふと、管理局の方は永久的の性格を持つ  
て参りますけれども、施設部の方は臨  
時的性格が非常に多いといふ意味でこ  
ういふ關係になつたわけでありまして。

○中川幸平君 本法案は予備審査を教  
回重ねておるのであります。質疑はこ  
の程度で打切つて、直ちに討論、採決  
に入られんことを動議を提出いたしま  
す。

○三好始君 文部大臣にちよつとお尋  
ねいたします。衆議院から修正送付し  
て来た案によりますと、第二條第一項  
第四号中「高等学校における教育」の下  
に「職業教育を含む」といふ字句を  
加えることに修正されておるわけであ  
りますが、これは中等教育の定義の問題なん  
ですが、その中に「職業教育を含む」と  
いふ言葉を加えた趣旨はどういふこと  
に基くものか、それは職業教育は中  
学校及び高等学校における教育の一部  
として行われておるので、これを特に  
注意を引くためにここへ挙げたもの  
か、或いは職業教育といふものは中等  
教育の中に定義的に包含されるのだ、

○國務大臣(高瀬莊太郎君) お答えい  
たします。元來高等学校教育の中には  
職業教育は当然含まれるものでありま  
す。ですから必ずしもこれを入れなく  
ても含まれるわけでありまして。これ  
も、ややもすると職業教育といふもの  
が非常に軽視され、無視される嫌いが  
あるといふようなところから、これを  
明らかに入つておるんだといふ意味を  
現わして置く方がよからう、こういう  
ことでできたのであります。

○三好始君 そういたしますと、職業  
教育といふのは、必ずしもこの中等教  
育の定義の中にも含まれるものではな  
くして、他に職業教育はあり得る、  
こういうふうにご考へていいわけであ  
ります。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 高等学校  
教育といふものを今度の新しい制  
度から申しますと、職業教育が非常  
に重要視されておるものであります。か  
ら、ですから当然含まれておるものと  
考へておられます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) お答えい  
たします。元來高等学校教育の中には  
職業教育は当然含まれるものでありま  
す。ですから必ずしもこれを入れなく  
ても含まれるわけでありまして。これ  
も、ややもすると職業教育といふもの  
が非常に軽視され、無視される嫌いが  
あるといふようなところから、これを  
明らかに入つておるんだといふ意味を  
現わして置く方がよからう、こういう  
ことでできたのであります。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 社会教育  
といふものが非常に範囲の廣いもので  
あります。いろいろな方面に及りま  
すわけでありまして、無論社会教育  
の中の一分野として職業教育といふも  
のも入り得ると思ひます。それから大  
学教育につきましては、これはいろいろ  
の解釈、見方等もありまして、大学は  
決して職業教育と關係を持たん方がい  
い、こういう見解もありません。併し今  
日のように大衆教育、つまり非常に多  
数の学生を入学して講義してやると  
いふような大学教育で、職業教育を全  
然無視するといふこともおかしいもの  
ではないかと私は思ふのであります。  
やはり大学教育の中にも職業教育の部  
分は当然入るべきものであらうと思  
ひます。

○三好始君 この問題に關連してお尋  
ねするのですが、この高等学校におけ  
る職業教育といふ中におきましても、  
特に勤労大衆青年のための定時制高等  
学校の教育は、職業教育といふ点では  
最も顯著な例かと思ひますが、勤労  
大衆青年の教育を定時制高等学校とい  
う形で今後進めて行かれるお考えで  
あります。或いはそれ以外に勤労大  
衆青年の教育のために何らかの方法を  
お考えでありますか、その点をお尋ね  
いたします。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 定時制の  
高等学校はすでに働いておられます青年

高等学校はすでに働いておられます青年

に對する高等學校教育でありますから

フル・タイムの高等學校教育より

職業教育に縁故を持つべき

教育でありますから、やはり職業教育

に直接関連のあります学科だけでな

く、やはり人間としての一般教養を高

めるという学科も定時制高等學校はや

るべきものであらうと思ひます。勤勞

青年の定時制高等學校教育の重要性と

認めておりました、補助の制度もでき

ております。で予算も十分とりたいと

いうことで努力はいたしております併

れども、十分にたれておりません。併

し相當の予算は持つてやつておるわけ

であります。

○城義臣君 先程の動議は如何であり

ますか。

○委員(河井彌八君) 中川君の質疑

を終局して討論に入るといふ動議、こ

れに對して異存はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(河井彌八君) 御異議ない

と認めます。それでは討論を願ひます。

○城義臣君 進行願ひます。

○河崎ナツ君 先程文部省の教育面に

おける体育の問題につきましてこの

度の新しい立場からの御方針を伺い

まして、一應さういふ面から小國民の

体育のことを他の教育面と揃えて実践

の立場からの、生活を非常に明るく

豊富に進展して行くといふ面が、教育

面に非常に沢山加味せられなければな

りません今日、又この健康面ににおきま

しての健康教育におきましても、さう

い見渡しが教育の内容に随分加えら

れなければならぬ。これからこそそ

ういふ面におきまして、大きく教育面

に考えられなければなりませんとき

に、國民のさういふ健康教育の面を全

面的に取上げて、さうして総合的

に見渡すところの面を、文部省が持

ち頂くことは、これからこそ大事じや

ないかと存じますものでございまし

ます。本案に賛成の諸君の挙手を願ひ

ます。

〔議員挙手〕

○委員(河井彌八君) 全会一致であ

ります。よつて本案は可決すべきもの

と決定いたしました。報告書に御署名

を願ひます。

多数意見者署名

鈴木 直人 中川 幸平

城 義臣 岩木 月洲

河崎 ナツ 堀 眞琴

三好 始 カニエ邦彦

新谷寅三郎 佐々木鹿藏

藤森 眞治

一にすることが事務運営の態率上必要

であるという理由であります。

○堀眞琴君 私は現在の機構に對する

希望を申し上げたい。これまで予算は大

蔵省の主計局が扱つておつたものであ

りますが、併し予算の事務というものは

非常に複雑な仕事であり、殊に各省

に亘る仕事であります。そしてそれは

又政策の根本を決定する事務でありま

して、大蔵省の一局がこれを所掌する

といふことは私は不適當であると考へ

るのであります。將來行政機構の根本

的な改革が行われる場合には、この主

計局で行なつておられますところの予算

事務を内閣直屬の機關に移すことが適

当ではないか、これがアメリカにおい

てはすでに大統領の直屬機關として予

算廳があるのであります。是非とも

合理的な行政機構の改革の際にはその

ようにお運びを願ひたいという希望を

強く申し上げて置きたいと思つのであり

ます。

○委員(河井彌八君) それでは只今

藤森委員から第十六條について修正案

が提出せられました。これを採決いた

します。修正案に同意の諸君の挙手

を願ひます。

〔議員挙手〕

○委員(河井彌八君) 全会一致であ

ります。

〔議員挙手〕

○委員(河井彌八君) 本案に賛成の諸君の挙

手を願ひます。

〔議員挙手〕

○委員(河井彌八君) 本案に賛成の諸君の挙

手を願ひます。

〔議員挙手〕

○委員(河井彌八君) 本案に賛成の諸君の挙

手を願ひます。

〔議員挙手〕

○委員(河井彌八君) 本案に賛成の諸君の挙

手を願ひます。

案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。では只今の案は可決すべきものと決定いたしました。両案の報告書に御署名を願います。

- 多数意見者署名
- 岩本 月洲 中川 幸平
- 堀 眞琴 カニエ邦彦
- 三好 始 河崎 ナツ
- 城 義臣 鈴木 直人
- 新谷寅三郎 佐々木鹿蔵
- 藤森 眞治

○中川幸平君 五分間休憩の動議を提出いたします。

○カニエ邦彦君 只今の中川君の五分間休憩に賛成いたします。

○委員長(河井彌八君) それでは九時まで休憩いたします。

午後八時五十三分休憩  
午後九時七分開会

○委員長(河井彌八君) これより委員会を開会いたします。

法務廳設置法等の一部を改正する法律案、これを議題といたします。

○三好始君 法案の第十三條の七に「中央更正保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。」という表現になつております。又第十三條の八にも「司法試験管理委員会については、司法試験法の定めるところによる。」という言葉が出ておるのでありますが、犯罪者予防更生法も、司法試験法も、まだ成立しておらないのではないかと思つております。そういういたしますと、犯罪者予防更生法が、昭和二十四年法律第何号であるかも、又司法試験法が昭和二十四年法律第何号であるかも不明だと思つております。そうしますと、この法律を、こゝに掲げておられることが、一應立法技術的に不当であるといふことが言えると思つておられますが、この点についての御意見を承りたいと思つておられます。

○國務大臣(殖田俊吉君) 只今お話の犯罪者予防更生法はすでに衆議院を通過いたしました。参議院の委員会においても可決は確定しておるよう承知しております。

予防更生法が、昭和二十四年法律第何号であるかも、又司法試験法が昭和二十四年法律第何号であるかも不明だと思つております。そうしますと、この法律を、こゝに掲げておられることが、一應立法技術的に不当であるといふことが言えると思つておられますが、この点についての御意見を承りたいと思つておられます。

○國務大臣(殖田俊吉君) 只今お話の犯罪者予防更生法はすでに衆議院を通過いたしました。参議院の委員会においても可決は確定しておるよう承知しております。

それから試験法案は衆議院を通過いたしました。参議院の方も委員会をやはり可決に決まりました。

○三好始君 私は成立するものとして、この短期間に提出し上から言つても、實際問題としては或る程度止むを得ないような実情にあることは了解しておるだけで、本会議は勿論まだ通過して法律第何号であるかもこれは空論になつておるわけでありませぬ。従つて法律第何号でありませぬ。法律ができてからあとで数字を挿入しなければいけないというやうな不自然な結果が起るわけでありませぬ。余り適當ではないのじやなからうかという、こゝう感じがいいますのでありますが、この点について重ねてお答えを頂きたいと思つておられます。

○國務大臣(殖田俊吉君) それはどういたしまして、沢山の法規を同時に出し以上は、やはりかような方法による外に途がないと思つておられます。併しながら公布までには皆揃いますことになると存じます。

○委員長(河井彌八君) この際閣内閣府委員から衆議院の修正になつた点について説明されたいといふことでありませぬから、発言を許します。

○政府委員(岡咲敏一君) 衆議院におきまして、修正になりました点を簡単に御説明申し上げます。修正の第一点は、第十三條の三の規定のうち、特設監獄に関する規定を削除した点であります。原案によりましますと、法務總裁は、必要があるとき、特設監獄を置くことができ、その名称、位置及び内部組織は法務府令でこれを定めることになつておりましたが、この特設監獄として設置を予定されておりましたのは、少年刑務所と婦人刑務所のみでありまして、而もこれらの刑務所で既設のもの、つまり別表の四に掲げられておるのでありまして、その特設監獄に関する規定は、誤解を避ける意味から申しまして、削除するのが適當とお考えになりました。削除の修正をせられたわけでございます。次に修正の第二点は、別表四に久里浜刑務所、加古川刑務所、笠松刑務所及び愛知少年刑務所の四監獄を加えて、又別表五に印旛少年院と八街少年院の二つの少年院を加えた点であります。これらの監獄及び少年院は、原案作成當時はまだ設置の見込が付いておらなかつたのであります。その後準備が進捗いたしましたので、この法律施行期日でありませぬ六月一日までに設置できらるであろうという手筈が整いましたので、このように修正せられたわけでございます。以上簡單でございますが、衆議院におかれまして修正されま

した点を御説明申し上げます。

○カニエ邦彦君 新らしいこの機構によりましますと、法制意見長官というものが下に法制意見第一局、法制意見第二局、法制意見第三局、法制意見第四局というようになっておられますが、現在の制度におきましては、法制長官と法務調査意見長官と二つがありませぬ。おの／＼この下に三局があることになつておられますが、法制長官の仕事というものはおの／＼から違ひま

した点を御説明申し上げます。

○カニエ邦彦君 新らしいこの機構によりましますと、法制意見長官というものが下に法制意見第一局、法制意見第二局、法制意見第三局、法制意見第四局というようになっておられますが、現在の制度におきましては、法制長官と法務調査意見長官と二つがありませぬ。おの／＼この下に三局があることになつておられますが、法制長官の仕事というものはおの／＼から違ひま

仕事というものはおの／＼から違ひま

かと思つておられます。即ち法務調査意見長官は少くとも内閣の最高顧問としての意見を言ひ得るところの長官でありませぬ。又法制長官はこれと異なつた法制的仕事をやることと異なつたので、これらの二つを一つにしてやつて行くといふことになりませぬ、おの／＼からここに法務廳の性格といふものの上にならば、又従つてこの法務調査意見長官といふところの本来の性格がぼやけはしないかといふように伺われるのでありますが、これにつきまして詳しい御説明を法務總裁から願ひたいと思つておられます。

○國務大臣(殖田俊吉君) カニエさん御意見誠に御尤もな意見であります。衆議院の内閣委員会におきましても、鈴木前法務總裁からは同様な御意見が出たのであります。この法務廳はこれができるまで漸く一年でありませぬのであります。併しながらこの一年間に、殊に私が昨年十月末に就任いた

しまして以来の経験によつて考えまするのに、どうもこれは二つの長官でおきますよりも、一つの長官にまとめた方がよりよくその目的を達することができるとは思つておられます。この二長官がありませぬことは機構簡素という面からかまうになつたのであります。それよりも私は二長官をまとめた方が、法制長官と、意見長官と二つを置いた趣旨には一層よりよく適うところであるのであります。それはこゝういふことであるに新らしい法律案、新らしい政令案、或いはその他の立法を日々審査をいたしておられます。各省から参ります法案を日々審査いたしておられます。ところがこれが純粹に技術的に流れま

して、肝腎な例えは憲法であるとかその他の根本法との照合し、或いはその精神を新らしい立法に繰入れるといふやうなことに於いて、ややとすれば欠けるのであります。急ぎます故もあ

りますが、日々出て参ります多くの立案は意見長官を通りませぬ、直接法制長官のみによつて処理されて、これはどうも事務上どうしてもそうなる勝ちなのであります。ところが、その日々出て参ります立法の中に、実は意見長官を経て参りて新憲法の崇高なる精神と照合し、或いはこれを参照して行かなければならぬ面が非常に多いのであります。多いのであります。が、どうしてもそれが他の長官でありませぬために、そこに融和しにくいのであります。それを片方の意見長官の手を通じませぬれば、それは、完璧になるのであります。そのためには非常な時間と手数を要する。おの／＼の

あります。そういったと、犯罪者

による外に送がないと思ひます。併し

が、衆議院におかれまして修正されま

間に、殊に私が昨年十月末に就任した

な時間と手数を要する。おの／＼の

長官が龐大な機構を持つております。私に、どうしても簡便に行かない。私は考えましたのに、これは若し一長官にまかせておれば、この長官が新らしい立案の案が出て参りましたときに、法案を見ましたときに、これは意見の方の一つ意見を聴かなければならぬ。これは日々それが立派な成果を挙げ参る事ができると思ふのであります。現在のごときでありますると、例へば憲法の大きな問題、裁判所がどういふ権限を持つとか、或いはこの労働法規はこれは憲法とどういふ關係があるとかいふような大きな問題が出ましたときは、意見長官に相談をいたしました。意見長官に相談をいたしました。意見長官の意見が十分に意見をできるのでありますけれども、さうな場合にない極く小さい沢山の立法等は、意見長官を経ずにごん／＼進行的に参ります。これは非常な私は誤りであろうと思ふのであります。然らばその誤りを知つておつて何故それを従来是正しないか、こゝういふことにならぬのであります。それは長官といふ大きな機構が二つに分れておられますために、どうしても連絡が取れない。それよりも一長官にまかせて参りますならば、日々に意見と技術とがうまく調和が取れまして、却つて意見長官といふようなものを置きまして本當の精神に合うやうなものではないか、こゝう考へておりましたので、そこでこの行政整理の際にその考へを取入れまして一長官にまかせて参らして併しなからよく一長官にまかせて参らして、何だか従来からありました法制局長官だけが残つて、意見長官はなくなるものようにお考へになり勝ちであります。こゝうで

はないのであります。意見長官と法制局長官は対等に、どちらが上、どちらが下といふことなしに、一長官にまけた、長官が一人になつただけでございます。中、の機構、機能は全然損益がないのであります。全然従来と同じにやつて行くつもりなのであります。これが一つの考へ方でありまして、これはもうこの議会でよく御議論になつておると思ひますが、例へば古物商の取締の新らしい法律、或いは地方税制の法律、或いは沢山出て参つております法律が、ともすればこれは遠慮ではないか、いや根本法に触れはしないかどういふ御質問が沢山出るのであります。これが出ますの、實際の運営におきまして、実は意見長官を経たおきましても、実は意見長官の意見といふものが十分に浸透しておらぬ。折角のこの新しい法制が十分にその機能を果しておらぬと思ふのであります。でありますから、これは早くまとめて参らして参らして、両方の機能を遺憾なくこの立法の上でこれを具現せしめる方が私に本來的目的に適合するのではないかと考へました。

その一部は段々減つて行く。將來におきましては私は法務廳の法制意見長官といふものは、今日の意見長官のフアンクションが非常に大きくなる、今日の法制局長官のフアンクションは減つて行く。それによつて初めてこの法務廳に法制意見長官といふものを置いた本來的目的が立派に輝いて来る、こゝう考へておられます。でありますから、短い期間の経験だけで申上げるのは甚だ何かと思ひますが、どう考へてもその方が理屈だ、その方が實際に効果が参る、こゝう考へまして、これは一長官にまけたのであります。必ずしも機構の簡素化、或いは便宜手段にのみ出たわけでもありません。それからともすれば意見長官といふものが十分に活用されておらない、であるから意見長官といふものは要らないのだ、だからそれを廃める、こゝういふ形をとるのだといふ意見がとき／＼出て参る。併しこれは私の絶対に採らざるどころであります。私は全く反対に考へて居るのであります。こゝういふ意味におきましてこの案を御覽を頂ければ仕合せだと思ひます。

つておつたのであります。今回の改正法案を見ますと、三長官に縮められたとか、いろ／＼苦心の跡が見えますので、衆議院の修正したところのこの法案に賛成するものであります。

○岩本月洲君 只今の中川さんの御意見に私も同感であります。賛成いたしました。

○委員長(河井彌八君) それでは採決に入ります。御異存ございませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。採決をいたします。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。採決をいたします。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。採決をいたします。

者あり) ○堀真琴君 只今の動議に私は反対します。若干質問事項があるので、質問をさせていただきます。

○委員長(河井彌八君) 簡單にお願いいたします。

○堀真琴君 電気通信省であります。その電気通信省に電気通信監という新しい職名が設けられておるのであります。その電気通信監は條文によりまして、内部事務局を統轄する職名になつております。その上に次官があり大臣があるといふ形になつておるのであります。これは屋上屋を架するといふ形になつて、行政簡素化の方針に反するのではないかと考へるのであります。大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(小澤佐重吉君) 一應堀さんの御質疑は私共も考へるのであります。但し、大体電気通信省の新らしい機構は、従来の日本の行政組織とは別個な考への下に立案された法制であり、而もその立案された法制を今後新らしい構想に基いて完全にやつて行かうといふのが電気通信省の狙いでありまして、従つて従来の部局に比較して、従つて非常に部或いは課といふものが殖えることになつております。相当現在の法案から見ますと、整理をいたしました。一貫した思想から申しますと、相當に頭がふくらんでおるのであります。この頭のふくらむという観念は、従来の日本の行政から見ますといふと、局とか、部とか、或いは課といふと、相當の下級の職員を沢山集めて、課長といふものは、百人とか、或いは二百人といふような沢山の職員を集めて、自分は悠

悠やつておるといふような、その下に係長を置くといふような考へでありま

考へられて電氣通信監といふものを置

が、統制下におきまして、例へば電氣

います。ございませうが、現実の姿を率

するといふ役目になつておらんで、次





すると我々はもう通信郵政の業務がやれんのだというような御答弁だったので、仕方なしに我々も満足ながら同意したわけですよ。ところがその仕事をやつて見ない先に同じことがこういう工合に縮小されて、これも尚やれるということであるということはおかしいと思つておる。だからそれは一体前の奴が、言つておることが本当であれば、今度のことは嘘だということになるし、今度の機構が本当だと、正しいものであるということであれば、一應前國會で我々にあてがわれたこの機構というものが、極めていわゆるその何と言いますか、偽りの多い機構であるということになると思つておる。だから私はこの機構を両方見まして一体どつちが正しいのだということをお尋ねしておるわけでありませぬ。

○國務大臣(小澤佐重吉君) どつちも正しいと思つておる。その当時の情勢においてはそうであつたでしょうが、現在の情勢から見ますとどうするかが一番適當だという考えでやつておるものでありまして、成る程同じ内閣でそんなことを言つて矛盾じやないかということですが、政治も法律も社会も一日一日変化しておるのでありまして、その変化した状態におけるいわゆる正当なことを私共は議員さんに申上げて、そうして御審議を仰ぐというのが我々の途でありまして、昨日の眞理が必ずしも今日の眞理でないといういわゆる進化状態という点から考えまして、あなたはずでに何もかも分つていらつしやつてそういうことをおつしやつておると思つておるのですから、つい私も率直に申上げておるのです。

○城義臣君 先程質疑打切の動議が成

立しておりますから、進行をお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) それでは城君の質疑打切の動議について御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思つておる。それで討論に移ります。御意見ありますか。

○中川幸平君 我が國の郵便事業、電氣通信事業を國際的な水準にまで引上げるという理想の下に通信省を分割して郵政省と電氣通信省の二省を設けられたのであります。その際に機構が非常に大であり、複雑であるので、我々はいろ／＼と話をしておつたのであります。当時ここにおられます鈴木さんも政務次官でありまして、我々もいろ／＼と考へておるが、そのうち設置するまでには又そういう機会があるからその簡素化を考へるというような事柄で當時賛成をいたして参つたのであります。今回の改正の法案を見ますと、相当苦心もされたおるの

でありまして、これらの法案全部に対して賛成の意を表する次第であります。

○藤谷實三郎君 先程來通信大臣の率直な御答弁によりまして、結局この兩省の機構につきましては或る程度これを実行して見ないと、その結果が分らないということ、而も実行した上で若し事業の運営に非常に困つた点ができれば早速改めよう。こういう通信大臣のお話であります。この兩省設置法案につきましては、実は本院の通信委員会から意見が出ておるのであります。郵政省各局の次長を置くことはよくない、又本省地方を通じて課を増加

したり監視機構を余り拡大することはこの際演しむべきである、こういう意見が出ておるのであります。私共もこれに全く同感なのであります。併し通信大臣のお話のように全く新しいスタートからこの兩省の機構が充足するのであります。この実施の結果を見まして更に最近の機会に検討することもできるだらうと思つておる。それで特に通信大臣に、その結果によりまして率直な氣持で以て更に検討して、直すべきところは直すということをやつて頂きたいということをお願いしまして、この兩法案に賛成いたします。

○鈴木直人君 私はこれに賛成するものであります。この二つの省の設置法案の基となるのは行政組織法の第二十一條に基いておるのであります。外の省は第七條を基礎としておるものと思つたのであります。すでに現業官廳として第七條特例として二十一條がある、その二十一條によつて、七條の規定に拘わらず部局その他のものを置くことができるというその基礎の下に組立てられておるのであつて、他の各省とは全然趣きが違つておるのであります。従つて先程大臣から言われました通商産業省におけるところの通商監或いは大蔵省におけるところの財務官というようなものと同じような性質のものと言われたいけれども、これは全然基と趣きが違つておるのであります。これは二十一條に基いて合法的に置かれておる性質のものである。他の二つの、今我々が各省設置法案を審議する上においてまだ結論には到達してないものでありますけれども、これは明日の行政組織法の根本的な検討の場合に解決しようと思つておる点なのであります。

○委員長(河井彌八君) 過半数と認めます。この三案は可決すべきものと決定せられたものと認めます。それでは三案の報告書に御署名を願います。

多敷意見者署名  
鈴木 直人 中川 幸平  
城 義臣 岩本 月洲  
新谷實三郎 佐々木鹿藏  
藤森 眞治

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) それでは三案を採決いたします。三案について同意の諸君の挙手を願います。

○城義臣君 先程質疑打切の動議が成

くない、又本省地方を通じて課を増加

解決をしようとしておる点なのであり

他の委員方も非常に疲れておられるよ

城 義臣君

佐々木鹿蔵君  
 岩本 月洲君  
 下條 康麿君  
 新谷寅三郎君  
 鈴木 直人君  
 堀 眞琴君  
 三好 始君

國務大臣  
 大藏大臣 池田 勇人君  
 國務大臣 畑田 俊吉君  
 文部大臣 高瀬莊太郎君  
 商工大臣 稻垣平太郎君  
 通信大臣 小澤佐重喜君  
 労働大臣 鈴木 正文君  
 國務大臣 青木 孝義君  
 國務大臣 本多 市郎君

政府委員  
 内閣官房長官 増田甲子七君  
 内閣官房次長 郡 祐一君  
 總理廳事務官(行政管理次長) 大野木克彦君  
 總理廳事務官(行政管理監督) 佐藤 均君  
 (理部第一課長)  
 賠償廳次長 島津 久大君  
 法務廳事務官(調査意見第一局長) 岡咲 惣一君  
 文部事務官(社 会教育局長) 柴沼 直君  
 農林政務次官 池田宇右衛門君  
 農林事務官(總務局長) 平川 守君

五月二十日本委員会に左の事件を付託された。  
 一、賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十二日)  
 五月二十一日本委員会に左の事件を付託された。  
 一、行政機關職員定員法案(予備審査のための付託は五月十二日)

査のための付託は五月十二日)  
 一、行政機關職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(予備審査のための付託は五月十四日)  
 一、大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案(予備審査のための付託は四月二十八日)  
 一、國家行政組織法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十四日)

第一部 内閣委員会會議録第十六号 昭和二十四年五月二十一日【参議院】

昭和二十四年六月十六日印刷

昭和二十四年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第一部)

(四三)